

令和4年第1回上毛町議会定例会会議録 (4日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

令和4年3月11日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（12名）

1番 高西正人 2番 友岡みどり 3番 岩花寛之 4番 田中唯登志
5番 廣崎誠治 6番 宮本理一郎 7番 峯 新一 8番 三田敏和
9番 安元慶彦 10番 茂呂孝志 11番 荒牧弘敏 12番 宮崎昌宗

欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 坪根秀介・ 副町長 岡崎 浩・ 教育長 道免 隆
会計管理者 佐矢野 靖・ 総務課長 永野英憲・ 企画情報課長 垂水英治
開発交流推進課長 熊谷豊司・ 税務課長 堀田京介・ 住民課長 円入忠義
子ども未来課長 園田秀秋・ 産業振興課長 垂水勇治・ 建設課長 堀 綾一
教務課長 村上英之・ 総務課主幹 宮吉保男

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 堀 三好
議会事務局 宮野英治

○議事日程

令和4年第1回定例会議事日程（3日目）

令和4年3月11日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第10号 上毛町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第11号 上毛町特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第12号 上下町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第13号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第14号 令和4年度上毛町一般会計予算
- 日程第 7 議案第15号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第16号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第17号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 令和4年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 町道路線の変更について
- 日程第13 議案第21号 町道路線の認定について
- 日程第14 発議第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)
- 日程第15 議案第22号 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第23号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第24号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 発議第 2号 上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 発議第 3号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について
- 日程第21 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （ 4 日 目 ）

開議 午前10時00分

○議長（宮崎昌宗君） 皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いします。

一礼して御着席願います。礼。

本日3月11日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から11年を迎えます。

この震災により犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表し、御冥福をお祈りするため、これより1分間の黙禱を捧げたいと思います。

皆さんの御協力をお願いいたします。では、御起立ください。

それでは、黙禱。

（黙禱）

○議長（宮崎昌宗君） 御協力ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しています。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に運営資料を配付しておりますので、御確認ください。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、3月1日の本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各委員長に審査状況の報告をお願いします。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、各委員長の審査状況の報告終了後、討論、採決を行います。

なお、各委員長の報告は委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、配付した議事日程表とは異なりますが、御了承ください。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長宛てに提出されておりますので、運営資料の中に写しを添付しております。各委員長の審査状況の報告終了後の討論、採決は、日程の順に従って行いますので、御了承ください。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、初日に配付した名簿に記載された各氏の出席を認め、会議に出席いただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これより、各常任委員長から委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第11号、日程第5、議案第13号、日程第7、議案第15号、日程第8、議案第16号、日程第14、発議第1号、以上5件を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

岩花委員長。

○文教厚生委員長（岩花寛之君）皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月7日、議会中小会議室において、文教厚生常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって、午前8時54分開会、9時44分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例改正案2件、当初予算2件、議員提出の意見書1件です。付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

なお、質疑については主要な質疑のみ報告させていただきます。

議案第11号 上毛町特別会計条例等の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

令和3年度をもって上毛町奨学資金特別会計及び上毛町住宅新築資金等特別会計を廃止し、一般会計に組み入れることに伴う関係する条例の整備であります。

質疑。住宅資金特別会計を一般会計に組み入れるとのことだが、債権管理条例がないが、償還推進助成事業を利用し、債権の回収に努めることができるか。

答弁。債権管理条例については債権全般に関わることなので、検討が必要かと考える。償還推進助成事業については債権管理条例がなくても活用できるので、今後も回収に努める。

質疑。一般会計に組み込むよることによるデメリットはないか。

答弁。住民課長からは、以前は特別会計でなければ償還推進助成事業を受けられなかったが、今は国の考え方も変わり、一般会計でも同事業を受けれるためデメリットはない。教務課長からは、奨学金についても、県内でも一般会計に組み込むケースが

増えており、デメリットはないということでした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決。

議案第13号 上毛町社会体育館施設条例の一部を改正する条例について、最初に教務課長に説明を求めました。

令和5年4月1日に供用開始予定の上毛町立体育館等について、指定管理者の指定に係る手続等を行うに当たり、条例改正であります。具体的には、名称、施設使用料の改正です。利用料設定に当たっては近隣同規模施設を参考に、あくまでも上限額の設定を行っております。実際には指定管理者と協議を行い、今回改正した条例の利用料の範囲内で決定することとなります。

質疑。定住自立圏内であれば料金が同じなのは、町が独自で交流人口増加を目指すものか、それとも定住自立圏の設定によるものか。

答弁。定住自立圏での会議の申合せもあるが、利用者拡大の意味もあり、両方の意味合いがある。中津市も定住自立圏内の利用料が同額になっている。

質疑。シャワーの利用は無料なのか。

答弁。体育館利用者の使用は、無料に設定したい。

質疑。体育協会加入者の利用料は今まで無料だったが、維持されるか。

答弁。受益者負担や利用者拡大などを考慮し、無料にするか一部有料にするかなど、今後検討したい。

質疑。グラウンドについても同じ考えか。

答弁。指定管理としてグラウンドも含まれるので、同じ考えを取りたい。

質疑。民間では初期投資に対する回収を前提に料金設定を行うが、今回の体育館の考え方は。

答弁。民間とは違い、投資した金額の回収は難しい。公の施設として住民サービスや福祉の向上という観点で設定している。施設利用に伴う町内店舗の利用拡大などの相乗効果ということも考えている。

討論なし。

採決の結果、全会一致での可決です。

議案第15号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計予算について、最初に、現在、長寿福祉課長を兼務する会計管理者に説明を求めました。

歳入歳出予算8億3,941万7,000円、1人当たりの医療費はここ4年続けて40万円を超えることが予想されている。国保広域化に伴う激変緩和措置は令和5年までとなっており、減少している。ただ、コロナ禍における住民の暮らしを援助する施策を展開する中で国保税率を上げ、住民負担を上げるのは様々な施策と逆行することから据え置いている。前年より333万円、0.4%の増額となっているが、被保険者数は減少しており、前年実績や見込みなどから1人当たり医療費が増額になることを見込んでの予算措置。

次に、こども未来課長に特定健診事業についての説明を求めました。

特定健康診査等事業費は1,120万1,000円、前年対比45万4,000円の減額になります。実績に基づく増減のほか、特定健診委託料が対象者の減少により減額しております。受診率向上策として特性に応じた勧奨に加え、新たに2パターンの勧奨を行い、さらなる受診率向上を目指すために増額、受診率向上事業の財源については全額国県支出金を充当しているとのことでした。

質疑。1人当たり医療費の推移は。

答弁。平成30年度が40万8,000円、令和元年度が41万2,000円、令和2年度が41万1,000円、令和3年度は44万7,000円と推移しております。

質疑。特定健診が減少傾向とのことだが、40歳以上の対象者は。

答弁。令和4年度は1,400人を想定。

質疑。来年度の特定健診の特典内容は。

答弁。道の駅しんよしとみの500円分の商品券となる。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決となりました。

議案第16号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算について、最初に会計管理者に説明を求めました。

歳入歳出予算1億4,291万7,000円、昨対比16万1,000円の減額です。

質疑。滞納者の人数は。

答弁。6名。

質疑。1人当たり医療費と県内順位、後期高齢者の割合は。

答弁。1人当たり医療費は、令和2年度が111万2,250円、県内31番目、後期高齢者は1,425人と全町民の18.7%になると。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決となっています。

発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書（案）について
提出者からは、本会議で趣旨説明を行っているため補足説明を求めました。シルバー人材センターだけの支援を求める意見書であり、公益社団法人全体ではないが、豊前・上毛シルバー人材センターからの要望もあつての意見書であるとの説明がありました。

質疑。なし。

討論。なし。

賛成多数で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第2、議案第10号、日程第4、議案第12号、日程第9、議案第17号、日程第10、議案第18号、日程第11、議案第19号、日程第12、議案第20号、日程第13、議案第21号、以上7件を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

三田委員長。

○総務産業建設委員長（三田敏和君）皆さん、おはようございます。総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は3月8日、議会中小会議室において、総務産業建設常任委員6名と町長以下執行部の出席をもって午前8時54分開会、10時9分に閉会されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された条例案2件、当初予算案3件、その他2件の7件です。当委員会に付託された案件の審査を行い、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定に基づき報告をいたします。

議案第10号 上毛町課設置条例等の一部を改正する条例について、最初に総務課長に説明を求めました。

理由ですが、令和4年4月1日から企画開発課を設置することに伴い、関係5条例の整備の必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。文章中、企画情報課及び開発交流課の項を削り、企画開発課を加えるものですとの説明でした。

質疑。二つの課が一つになることから、その分はどんどん外していくことはないと思うが、所掌文章はそう書くと思うが、やはり力の入れ方が鈍ってくる。ほかのことがあり、なかなかそこまでいかないようなことになりがちである。この辺が懸念事項で心配になる。町長に聞くが、今言った西日本高速との壁がものすごく厚くてどうしようもならないのか、その辺はどうか。

答弁。NEXCO西日本のほうは、連結のときには町の土地を町が整備しても連結料を取るということが、これが一番大きなネックになっている。それで、国交大臣のほうに上京の際には必ず挨拶に行って、この件について粘り強くお願いをしている。今後、そういったところも緩和していただくようお願いしているが、そういった緩和がされるところまでの回答はできないが、引き続きしっかり連結するのが一番と私も思っているので、このタイミングを含めて検討している。先ほど、総務課長が答弁したが、各課が開発だけではなく職員の中で企画と一緒にやってやることで、さらにパワーアップができるように、職員の中に共通認識が一番大きいと思う。各課連携しながら職員一丸となって、上毛の交流ゾーンをしっかりと整備していくのだと思う思いを一つにする意味で、この課を統廃合するのは一つの大きな要素だと思っている。

討論。限られた職員数の中で、事務一元化によるコスト削減や職員の知識のノウハウの結集による競争力の強化や効率のよい行政事務の推進をする上で必要な措置であると考え、賛成するとその賛成討論がありました。

採決。議案第10号 上毛町課設置条例等の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第12号 上毛町農林水産事業分担徴収条例の一部を改正する条例について、最初に産業振興課長に説明を求めました。

農村環境整備事業の完了及び実施に伴い、本条例を改正する必要があるため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

今までは事業名の欄に実施地区、受益者の欄に特定の受益者を記載し、事業を実施するごとに条例を改正していました。今回、毎回条例改正をせずにすむように改正を

するものですとの説明でした。

質疑。この分担金を負うのは、属人になるのか属地になるかその辺はどうか。

答弁。属地になりますとの答弁でした。

討論。討論なし。

採決。議案第12号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第17号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和4年度上毛町の農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,269万7,000円と定める。接続率については、八並・吉岡地区で79.4%、土佐井区で76.2%、2地区合わせて77.6%になっている。令和4年2月末までに8戸35人の新規接続となっているが、自然増減、社会増減により32人の減となり、接続人員としては3人の増になっているとの説明でした。

質疑。料金収入が平成29年度から少しずつ増加傾向にある。これは先ほど、説明の中で接続率が少し増えているのと、新規加入者が令和4年3名増えたとの関係で、料金収入が増えたのか。

答弁。そのとおりである。

質疑。公営企業会計に移行するのにそんなに金がかかるのか。

答弁。令和5年度からの公営企業会計移行の支援業務。令和4年度については関係法規の洗い出し、資産等の管路1メートルごとが今度は資産という形で公営会計の場合は上がってくるので、そういった調査等で、その部分の資産価値としての計上等をするために必要となっている。令和4年度で支援事業が最後になるので、今年度は昨年度より若干高くなっている。

質疑。各条例改正とか職員ですればよいと思っている。何でもかんでも業務委託するのではなく、職員でできるところはする、そういうことが経費節減。そういうところで経費節減しないと職員も育たないと思う。近年、業務委託は相当多いので、課長自ら率先してリーダーシップを取って、職員でできるものはどんどんやっていく形を執っていただきたい。

答弁。令和3年度についても、先日、補正予算を提出したときに減額になっている。

実施するに当たり、職員ができるものは職員でやるということで、令和3年度については大きく減額になった経緯もある。令和4年度も対応できるものは対応していきたいと考えている。

討論。討論なし。

採決。議案第17号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第18号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計予算について、最初に建設課長に説明を求めました。

令和4年度上毛町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,018万9,000円と定める。給水地、給水地区内の計画給水人口に対する加入率は、安曇配水池給水地区は87.4%、原井配水池給水地区は86.7%、簡易水道事業全体で87.3%、昨年度より2.2%伸びているとの説明でした。

説明の最後に、総務課長より発言の申出がありました。

この予算についても、議会初日に御指摘いただいた線が薄く見えにくくなっていることになっている。これも、我々のチェック不足である。今後このようなことがないように、この場を借りてお詫び申し上げる。

質疑。農業集落排水のところでもあったが、公営企業会計適用債の交付税措置は幾らになっているか。

答弁。50%である。

質疑。公営企業委託先が集落排水と同じか、なぜこんなに値段が違うのか。

答弁。集落排水事業と簡易水道事業の委託料の差であるが、管路の延長も違う、施設の状況も違う、そういったところも踏まえて料金に差が出ている。

質疑。一般管理費、令和4年度は昨年度に比べて一般会計からの繰入れが少ないように思う。それと同じく第11項水道水質検査手数料ですが、令和元年度までは少しずつ上がってきているが、令和2年度にかなり減額して、それから上がり幅が大きい原因は。

答弁。一般管理費については全体で535万6,000円の減額となっている。これは、昨年度本庁内にあるテレメーターの改修を行った、その部分の予算が大幅に減っていると解釈していただきたい。水質検査は、原井簡水については今まで年1回やっ

ていた。今後、整備計画等の必要があるので、令和4年度は年4回の水質検査を予定した予算計上になっている。

質疑。今、水の需要はどんなか。

答弁。現在加入している戸数が1,230戸になっている。昨年度と比較しても同じ月、1月末で調べても2年度、3年度では5,461トンの使用量が多くなっている。令和元年度、2年度と比較しても6,000トンで、単純に令和元年度から1万トン増えている。この部分は31戸97人が新たに加入したことと、コロナの影響により自宅で過ごすことが多くなったことも使用量が増えたものと分析している。

討論。討論なし。

採決。議案第18号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計予算については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第19号 令和4年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算について、最初に関交推進課長に説明を求めました。

令和4年度上毛町の工業等用地造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ100万円と定めるとの説明でした。

質疑。旅費のところは65万2,000円。これを今から営業をやっていくのか。

答弁。指摘のとおり、令和4年度は、東京と県でセミナーが予定どおり開催されれば、福岡県の進出企業を集めたセミナーが東京で行われるので、3回ほど東京に行く旅費を組んでいる。福岡及び地元にも積極的に営業活動に回りたい。

討論。討論なし。

採決。議案第19号 令和4年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第20号 町道路線の変更について、最初に建設課長に説明を求めました。

理由ですが、町が管理する道路としての必要性が生じたため、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

その他路線の上野地・上ノ熊線です。圃場整備事業等により整備された支線農道を町道に認定することに当たり、接続している上野地・上ノ熊線の終点を変更して町道に認定するものですとの説明でした。

引き続き質疑なし。討論なし。

採決。議案第20号 町道路線の変更については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

議案第21号 町道路線の認定について、最初に建設課長に説明を求めました。

理由ですが、町が管理する道路としての必要性が生じたため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

圃場整備事業により支線農道として整備がされた農道について、今回認定する路線は2路線で、全てその他の路線です。認定1が井手ノ口線、認定2が野間屋敷線ですとの説明でした。

質疑。最近、ほとんどの水路に蓋がかかっている。道路の一部になっている。これは当然、道路台帳が修正されているのか。

答弁。毎年、道路台帳の変更を予算計上している。令和4年度であれば令和3年度に整備された部分、道路改良により水路に蓋をかかけた部分については、幅員を増やす形での道路延長の道路台帳変更している。その部分を踏まえれば大きくなったことになる。

討論。討論なし。

採決。議案第21号 町道路線の認定については、当委員会は全会一致で可決することに決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告が終わりました。

○議長（宮崎昌宗君）これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第14号、以上1件を議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。峯委員長。

○予算決算常任委員長（峯 新一君）それでは、予算決算常任委員会より報告します。

本委員会は全員出席の中、3月9日8時54分に開催されました。

当委員会に付託された案件は、町長から提出された当初予算1件の1案件です。最初に総務課長より総括説明を受け、総括説明に対する質疑を行いました。

次に、担当課長に説明を求め、担当課長の説明後、歳出から款ごとにページを追って質疑。歳入は一括一括で質疑、答弁を受けました。

その結果、議案第14号 令和4年度上毛町一般会計予算、歳入歳出予算の総額6億2,500万円と定めるは、起立多数で可決しました。

では、質疑の内容を報告します。

まず、総括説明に対する質疑では、質疑。経常収支比率は81.9%とすばらしい数字ですが、正規の職員以外の非正規職員の数が大変多い。これは、いざというときにすぐ切れるからなのか。しっかりとした行政ならば、正規職員をもっと増やしたほうがよいのではないか。町での正規の職員数は何人までと定められているのか。

答弁。条例定数で言えば103名ですが、現在は91名で、実際働いているのは88名です。

質疑。予算に対して人件費の比率が13から14%となっているが、これは適正か。

答弁。適正であると思う。

質疑。基本方針を上げているが、最も基本となる働く場の誘致、企業誘致という文言が欠けていると思うが。

答弁。上毛町周辺に勤めている人たちが上毛町に家を建て、住んでほしい。こういう思いがウエイト的には大きいと思う。また、基本理念の中でも雇用なくして定住なしと、そういう文言を示しています。

質疑。正規職員と非正規職員の人数は。

答弁。正規職員88名で非正規職員が65名、うちフルタイムの保育所職員が15名です。

続いて、各課長の説明に続いて質疑を受けました。

質疑。200万円ある町長の交際費について、毎年30万ぐらいしか使っていない。100万円に下げてもよいのではないか。

答弁。一旦下げたしまうと上げるのが難しいので、このままにしている。また、他の議員からは200万円を町の発展のために使うべきであるという意見もありました。

質疑。会計管理で福銀が引いてしまうが、他銀行に声かけしてみてもどうか。

答弁。令和4年度は今までどおりでいきます。他の銀行にも聞いてみましたが、全銀行が福銀と同じ答えでありました。

質疑。大池公園のイルミネーションに関して、大変すばらしいと思うが、時間の設

定等で無駄が多いように思う。

答弁。今後は灯籠まつりと一緒になります。きちんと計画をした中で、さらなる上を目指したい。

質疑。昨年、ビール館の解体ということで予算が計上されていたが、今年の予算では示されていない。解体についてはどうなっているのか。

答弁。交流ゾーンの流れによって、皆さんにお示しできると思う。

質疑。コンビニ交付サービスの利用度は伸びているのか。

答弁。マイナンバーカードの普及が第一に念頭にあります。今現在では40.8%の普及率です。

質疑。敬老のつどいのお祝い金について、見直しの時期に来ているのではないかと。表彰状あたりで済ましてもよいのではないかと。

答弁。上毛町合併前からの流れで歴史もあるものなので、変えることは今のところは考えていません。

質疑。敬老のつどいの出席等の取りまとめは、誰にお願いしているのか。

答弁。各地域の福祉委員さんに、取りまとめをお願いしている。

質疑。保育士等へ国からの補助金が出ているが、町の保育園ではどうか。

答弁。大平保育園に関しては、保育士は町の職員と同等扱いになっています。それゆえ、他の2か所の保育園では、これを活用しています。

質疑。南吉富放課後児童クラブにおいて、管理者へ任せっきりで、町として責任が薄いのではないかと。

答弁。委託先へ任せっきりとは思っていません。思った以上に利用者数が多いのと児童らの使い方が激し過ぎる。管理者とも相談した上で考えていきたい。

質疑。不妊治療助成金が計上されているが、不妊治療においては保険適用になったのではないかと。

答弁。今現在、そういった話は来ていません。

質疑。子宮頸がんワクチン接種の年齢層は。

答弁。中1から高1までの170人をみている。

質疑。共同墓地整備事業補助金を計上しているが、活用できているのか。

答弁。昨年度は1件、今年度は既に2件の要望が来ている。

質疑。共同墓地整備事業補助金を利用する場合の方法は。

答弁。自治会長、共同墓地会会長からの申出により受けている。

質疑。農業委員に対する能率給で22人分計上しているが、どのような方法をもって決めるのか。

答弁。個人個人の出した活動記録を集計し、農業委員会として報告している。

質疑。地籍調査において、境界認定できないところにおいては、行政が中に入って調整すべきではないか。

答弁。民民の間に取り入るのは大変難しい。行政としても努力していく。

質疑。上毛町プレミアム商品券事業補助金で去年は抽せんに漏れる人が出たが、今年は漏れた人たちを優先できないか。

答弁。昨年漏れた人が多く出たことは承知していますが、商工会主体で行っているため、方法は任せている。ただ今年は、発行数を大幅に増しているため、漏れのないような体制をとっています。

質疑。楠元橋の補修工事費が1,980万円で計上しているが、県との協議は要らないのか。

答弁。橋自体の建て替えではなく補修ですので、県との協議等は不要です。

質疑。橋梁長寿命化と修繕計画見直し業務委託料等を計上しているが、見直し自体は終わったのではないか。

答弁。この見直し業務では、5年ごとに見直さなければならないことになっている。見直しの結果、2つの橋については補修が必要となっている。来年度、再来年度と補修をしなければならない。

質疑。教育振興費の中で、準要、要保護の生徒数は。

答弁。要保護が2人、準要保護が49人、特別支援が2人です。

質疑。新体育館の10年間の指定料管理として6億円、年間にして6,000万円となる積算根拠は、どうして出たのか。また、備品購入費が少な過ぎると思うが、積算間違いではないか。

答弁。スポーツ施設管理の実績のある数業者からの見積りを取り、精査した上で金額を決定している。備品のほうも見積りにより決めているという答弁でした。

歳入は一括で行いました。

質疑。町税の令和4年度の収入見込額はいかほどか。

答弁。7億円を超える額になるだろうと思う。法人税を除いた状態で、過去最高額

になるだろうと思う。保留財源は昨年並みだと思う。

質疑。住宅新築資金等において、一般会計へ移行することは果たしてよいことなのだろうか。

答弁。特別会計から一般会計へ移行してもよいという県からの指摘を受けている。一般会計へ移行したとしても、元金等、貸付け部分はきちんと整理していくので、問題はないと思っている。

等々、多くの質疑を受けましたが、編集の中で聞き取れなかったこと。そういう言葉も多くあり、議員皆様の声を全て報告することができませんでした。そのことについてお詫びして、予算決算常任委員会の報告を終わりたいと思います。

○議長（宮崎昌宗君）委員長の報告は終わりました。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）不妊治療に対する助成が予算計上されておる中で、保険が適用になるのではないかという問いに対して、調べてみますという答弁であったように思っておりますが、その結果は入っておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）どうぞ。入ってないなら入ってないでいいです。

○予算決算常任委員長（峯 新一君）編集しまして、今、述べたとおりの、私のところには、それは届いてないという答弁でした。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

○議長（宮崎昌宗君）これから委員会付託案件の討論、採決を行います。

日程第2、議案第10号、上毛町課設置条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

課の統廃合は、効率のよい行政組織となり、横断的ネットワークにより意思疎通や決定がスピーディーになるメリットや、競争力の強化による職員の資質向上につながる必要な措置であるので、賛成するものであります。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第10号 上毛町課設置条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第3、議案第11号 上毛町特別会計条例等の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

友岡議員。

○2番（友岡みどり君）賛成の立場から討論させていただきます。

旧態依然とした行政運営を時代に即した事務に移行することは、時代の潮流を促した進歩であります。適正化、効率化を図る判断としてすばらしい一歩であり、今後も可能であれば、整理、合理化をどんどんしてほしいという期待を込めて賛成するものであります。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第11号 上毛町特別会計条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第4、議案第12号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第12号 上毛町農林水産事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第5、議案第13号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第13号を反対の立場から討論いたします。

この条例改正案には一部使用料の引下げもあります。これに対しては反対ではありません。賛成です。ただ、これまで上毛町体育協会に加入していた団体は施設を無料で使用できていたが、今回の条例改正では体育協会加入団体の減免制度が明確にされていないので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（宮崎昌宗君）ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第13号 上毛町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第6、議案第14号 令和4年度上毛町一般会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第14号は反対の立場から討論いたします。

反対の理由の1番は、こうげ大池灯籠イルミネーション実施業務等委託料1,139万500円が予算計上されているが、これまでの事業実績から見るとこの事業が定住促進へつながっているとは言いがたいところがあります。

2点目、町は、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金300万円を活用して、民間保育所で働く人たちの賃上げのために充てているが、公的機関で働く人たちへの賃上げは補助対象から外している。

3点目、総務省は1月18日付の通知で、地域防災力の中核となる消防団員の充実強化についてに基づいて、市町村の消防団員の報酬引上げの条例改正を求めている。近年自然災害は激しさを増し、多発しているも関わらず、町は消防団員の報酬引上げに応じようとしてない。

4点目、新体育館建設の必要性は認めるが、建設に当たって、当初の建設費はおおむね18億円だったが、メインアリーナ約900平米の拡張工事に対し約9億円の工事費の内訳が示されておらず、さらに住民や議会に事前に建設計画について丁寧に説明もなく事業を進め、維持管理費は年間6,000万円近くにまで膨れ上がっている。

5点目、給食調理業務の委託は、食育という観点から考えると好ましい実施方法で

はありません。

以上の理由を申し上げて、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

高西議員。

○1番（高西正人君）私は、賛成の立場から討論いたします。

本町の経常収支比率は柔軟性を持った状態ではありますが、財政力指数は財政に余裕がある状態ではないことを示しています。

そのような中、本議案は、各課の課長が事業の廃止や見直しはもちろんのこと、切り詰められるところは1,000円でも2,000円でも切り詰めながら、住民サービスを維持するという努力が多々見受けられます。

2040年、人口1万人実現に向け、ワイズスペンディングを実行しながら、町発展のために各課一丸となった予算編成であると判断します。

よって私は、この議案に賛成いたします。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本議案に賛成の立場により討論いたします。

本予算案は、コロナ感染症予防対策など地域住民の健康と安全安心に配慮し、かつまた、地域活性化を促進すべく、施策に対し適材適所の効果的予算措置を講じていることを認め、本予算案に賛成するものでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第14号 令和4年度上毛町一般会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第7、議案第15号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第15号は反対の立場から討論いたします。

国民健康保険に加入しているほとんどの方は、国民健康保険税の負担が重いと言っています。これは、国が1984年まで医療費の45%を負担していたが、医療給付費の50%にして、国の医療費負担割合を引き下げたことにあります。国の国民健康保険税の運営の在り方に問題があるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第15号 令和4年度上毛町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第8、議案第16号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第16号を反対の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者とそれ以外の高齢者等を切り離して差別医療を押しつけるものであるので、この議案に反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第16号 令和4年度上毛町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第9、議案第17号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第17号 令和4年度上毛町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第10、議案第18号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第18号 令和4年度上毛町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第11、議案第19号 令和4年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第19号 令和4年度上毛町工業等用地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第12、議案第20号 町道路線の変更について、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君） 全会一致。したがって、議案第20号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君） 日程第13、議案第21号 町道路線の認定について、これから

討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長(宮崎昌宗君)全会一致。したがって、議案第21号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(宮崎昌宗君)日程第14、発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)、これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)賛成討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君)討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(宮崎昌宗君)起立多数。ちょっと1回立ってください。1、2、3、4、5、6、7、8、9、起立多数。はい、したがって、発議第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分です。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宮崎昌宗君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

これから、本日追加の議案の上程を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第15、議案第22号、日程第16、議案第23号、日程第17、議案第24号、以上3件を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（坪根秀介君） まずもって、本定例会に提出いたしました令和4年度上毛町一般会計予算をはじめ、全議案を御同意、御可決いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

令和4年度につきましては、議会初日の提案理由でも申し上げましたが、コロナ終息への対策はもとより、第2次総合計画前期基本計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代のニーズに見合った施策を展開するため、新たに策定した後期基本計画を基にアフターコロナに備えてまいります。

また、私どもが、夢は叶うということを自らが実践し、次世代に伝えながら、豊かな住民生活と、個性と笑顔あふれる多様な地域づくりにさらに邁進していくことを念頭に置き、新年度の事業を進めてまいる所存でありますので、今後とも議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程いただきました追加議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第22号 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第23号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和3年の人事院勧告による令和3年度の期末手当支給月数0.15月の引下げに相当する額及びその月数の改定について、国家公務員の取扱いに準じ、令和4年6月の期末手当から相当額を減額し、期末手当の月数を改定するに当たり、関係条例の改正の必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和3年の人事院勧告により、育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について、人事院規則の改正に伴

い本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、概略を御説明申し上げましたが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議をいただき、御可決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮崎昌宗君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案理由のありました議案は本日採決する議案ですので、提案理由に対する質疑は議案内容の説明に対する質疑と併せて行います。御了承ください。

日程第15、議案第22号 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第22号につきまして、御説明をいたします。

議案第22号 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和3年人事院勧告に伴い、本町常勤の特別職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに条例案のほうをお示しさせていただいております。改正の説明につきましては、次のページの新旧対照表により行いますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、条例の改正でございますが、第4条第2項中の100分の127.5を100分の120に改めるものでございます。

申し訳ありませんが、条例案のほうにお戻りをいただき、附則第2条といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を設けさせていただいております。

内容につきましては、町長の提案理由でも申し上げましたが、令和4年6月の期末

手当の額につきましては令和3年人事院勧告の期末手当の引下げに準じて0.15月を減額調整するため、令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とさせていただくものでございます。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第22号 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第16、議案第23号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（永野英憲君）それでは、議案第23号につきまして、御説明をいたします。

議案第23号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和3年人事院勧告に伴い、本町一般職の職員の期末手当に関し所要の改正を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページに条例案のほうをお示しさせていただいております。

説明につきましては、先ほどと同様、新旧対照表により行わせていただきますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、再任用以外の一般職につきましては、第19条第2項中100分の127.5を100分の120に改め、再任用職員につきましては、第3項中100分の127.5を100分の120に、それから100分の72.5を100分の67.5にそれぞれ改めさせていただくものでございます。

申し訳ありませんが、再度、条例案のほうにお戻りをいただきたいと思っております。

特別職と同様に、附則第2条といたしまして、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置のほうを同じく設けさせていただいております。

内容でございますが、附則第2条第1項におきまして、令和4年6月の期末手当の額は再任用以外の一般職の職員については、令和3年人事院勧告の期末手当引下げ月数0.15を減額調整するため令和3年12月に支給された期末手当の額に127.5分の15を乗じて得た額を減じた額とし、同項第2号では再任用職員につきましては令和3年人事院勧告の期末手当引下げ月数0.10月を減額調整するため、72.5分の10を乗じて得た額を減じた額とするようにしております。

同じく、同条第2項として、会計年度任用職員についての附則を設けさせていただいております。

会計年度任用職員のフルタイム、パートタイムにつきましては、年度ごとの任用ということが原則になりますので、令和3年12月の期末手当の減額調整につきましては令和4年度のほうには持ち越さないようにさせていただいております。

ただし、令和4年度の期末手当につきましては、再任用職員と同様に100分の72.5から100分の67.5に引下げをさせていただきます。

以上が議案第23号の説明でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（宮崎昌宗君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

安元議員。

○9番（安元慶彦君）支給率がダウンするわけですが、額にして、本町の場合どれだけ想定されますか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今回、特別職と一般職合わせまして令和3年度分が496万8,000円程度、令和4年度分が同じく487万3,000円ということで、3年、4年度合わせて約984万1,000円ぐらいが減額になるということでございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君）私は、議案第23号を反対の立場から討論いたします。

今議会で、保育士など処遇改善臨時特例事業補助金を活用して賃上げを行っていますが、一方では、一般職員の給与の引下げを行うというのは矛盾しているのです、この議案には反対いたします。

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮崎昌宗君）起立多数。したがって、議案第23号 上毛町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第17、議案第24号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(永野英憲君) それでは、議案第24号につきまして、御説明をいたします。

議案第24号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。令和4年3月11日提出。上毛町長、坪根秀介。

理由でございますが、令和3年人事院勧告に伴い本条例を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページのほうに改正条例案のほうをお示ししております。

説明につきましては、先ほどと同様、新旧対照表により行いますので、そちらのほうを御覧ください。

まず、第2条の育児休業をすることができない職員の規定におきまして、第3号アの(ア)規定の「引き続き在職した期間が1年以上」の要件が今回の改正で廃止されたことにより条文の削除のほうを行い、それに伴いまして(イ)を(ア)に、(ウ)を(イ)に改めさせていただくものでございます。

次に、第17条の部分休業することができない職員の規定におきまして、第2条と同じく、第2号アに規定されておりました「引き続き在職した期間が1年以上」の要件が今回の改正で廃止されたことによりまして条文の削除を行わせていただき、イで規定されております「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員」につきましては、第2号のほうに記載いたしますので、第2号イをアと同様に削除させていただいております。

また、今回の改正におきまして、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を行うように義務づけられておりますので、第21条といたしまして、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置と、第22条といたしまして、勤務環境の整備に関する措置の規定を新たに追加し、第21条を第23条に改めさせていただいております。

以上が議案第24号の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長(宮崎昌宗君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

友岡議員

○2番（友岡みどり君）結論から申し上げますと、この非常勤職員にも育児休業、部分休業を適用するということで、正規の職員と同じような条件になったということによろしいんですか。

○議長（宮崎昌宗君）総務課長。

○総務課長（永野英憲君）今までは、そこにあります1年間以上継続して勤務した場合については取れていたんですが、今回、その期間の要件を廃止するということがございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、議案第24号 上毛町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）これから議員提出議案を上程し、審議を行います。

なお、議案の上程に際し、議案名の朗読は省略します。

日程第18、発議第2号、日程第19、発議第3号、以上2件を上程します。

○議長（宮崎昌宗君）日程第18、発議第2号 上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

安元議員。

○9番（安元慶彦君） それでは、発議第2号について提案し、説明をいたします。

提出者は議会運営委員長、私、安元と三田委員長、岩花委員長、峯委員長の3名でございます。

上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び上毛町議会会議規則第14条の第2項の規定により提出をいたします。先ほど議決をされました議案第10号、その可決に伴いまして委員会のほうの条例もやっていかなきゃならないということでございます。

令和4年4月1日から企画開発課を設置することに伴い、本条例の整備が必要であるため、必要な改正を行うものでございます。

上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上毛町議会委員会条例（平成17年条例第146号）の一部を次のように改め、第2条第1項中、企画情報課、開発交流推進課を統合して企画開発課に改めるものでございます。

この条例は、4月1日から施行するというところでございます。そういうことでございます。

○議長（宮崎昌宗君） 趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 質疑なしと認め、提出者の趣旨説明に対する質疑を終わります。

お疲れさまでした。

これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 賛成討論ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全会一致)

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、発議第2号 上毛町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第19、発議第3号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議を議題とします。

提出者に趣旨説明を求めます。

宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）私は、本発議案の提出を申し上げます。

共同提出者は荒牧副議長、安元議会運営委員長でございます。

皆様既に御承知のとおり、ロシアがウクライナに対し領土侵入、無差別攻撃の戦争状態に入っております。

アメリカをはじめ、各国の指導者は、早期にこの戦争を終結させるべく手段を講じ、団結するべきときであります。世界唯一の被爆国日本は、今こそ声を大にして主張すべきときと考えます。

人の命は一つであります。また、一回きりの命でございます。世界は平和を望んでいるのでございます。よって、ここに決議文を申し上げます。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われているさなか、ロシア軍は、2月24日早朝、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けているのであります。

これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。

よって、本町議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること、及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上を決議する。

令和4年3月11日、福岡県上毛町議会。

以上でございます。

○議長（宮崎昌宗君）趣旨説明が終わりました。

趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

三田議員。

○8番（三田敏和君）私は非常にこの文書を残念に思っております。

2月24日より状況は日増しに悪化をしております。決議するときはその状況に合わせて決議すべきではないか、上毛町としての意味合いを十分出すべきではないかなというふうに思っております。

プーチン大統領はウクライナの軍事侵攻に際し、演説の中で核兵器の使用を示唆する発言をしております。核の威力を背景に威嚇をし、武力によりウクライナを侵略しようとしているロシアの行為は絶対許すべきものではありません。

こういう状況が変わっていく中で、もっと上毛町として、核兵器核廃絶平和宣言を宣言している町として、もっと気持ちを込める文書にすべきではなかったかというふうに思いますが、その点、提出者はどのように考えておりますか。

○議長（宮崎昌宗君）宮本議員。

○6番（宮本理一郎君）三田議員がおっしゃる気持ちはよく分かります。

日本は、第二次世界大戦を引き起こした国として、最終的には、ABCD包囲網というアメリカやドイツ、イギリス、そして中国あたりから、いわゆる資源エネルギーを全部ストップされて、最後は原子爆弾という世界で唯一の被害を受けた国であります。だから、日本が早く大きな声を出して言うべきところではありますが、日本は第二次大戦終了後、平和第一・平和主義に徹しているわけでございます。

ですから、気持ちとして、私が前段で申し上げましたように、唯一の被爆国であり、声を大にして主張すべきというふうに皆様が共通の意識を持って、国の指導者も国家も、日本が表立って動けないというのは、そういう第二次大戦の背景があるからでございます。

私も、ここで強く文章に表現したいところでございますが、そういった表現は逆に言えば、周辺国、他国に刺激を与える、「また第二次大戦の日本が芽を吹き出してきたか」と思われるようなことがあってはならないわけでございますから、この穏便な文

章にしたところでございます。これを御理解ください。

○議長（宮崎昌宗君） 三田議員。

ちょっといいですか。先週、皆さん集まっていたら、宮本議員に出していただくということは、そしてこの文書を出すというのは御承知のはずですよ。その間、宮本議員にそういった提案はされたんですか。

○8番（三田敏和君） いや、提案は……

○議長（宮崎昌宗君） 提案をしてからのことだと思うんですよ、そこは。

○8番（三田敏和君） いやいや、そうではないやないです。思いをここで提案者の意見を聞くっちゃうのも大事なことだというふうに思うんですね。

各議会がそれぞれの思いを持って決議しております。そういうことにすべきではなかったかということについては思っておりますので、そこについて、それぞれの議会としてのやっぱり決議が必要ではなかったかと思っております。そこは残念に思うということの意味合いですね。そこを理解していただいたのかどうかということについて確認をしたかっただけです。

○6番（宮本理一郎君） 三田議員の思いは十分受け止めてございます。

あくまで、日本は敗戦国という皆様の戦時中の思いが強く強く今も私も残っておりますが、それ以降は平和に徹するという国是で動いているわけでございますから、日本はNATOにも所属していません。けども、西欧諸国の一員として平和を追求しているという気持ちで、かといって、こういうふうに現実に戦争状態にありますから、ここはここで、戦争はいけないよと。自分らが、日本が経験したあの悔しい思いを胸に秘めてこういう決議文にしたのでございますから、御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮崎昌宗君） ほかに質疑ございますか。

茂呂議員。

○10番（茂呂孝志君） この決議文を出したのは、私はかなり早い時期だったと思うんですよ。私、それでもやっぱり、ロシアが核兵器を使って威嚇したり、原発の関連施設、この原発に直接落としていませんけど、原爆関連施設に砲撃という危険極まりない攻撃を行っています。やっぱり原発に直接砲撃しなくても、水なんかガストップすればメルトダウンしますから、これ大変な事故になるんですよ、もう。それは分かり切ったことですから、こういうところに何も触れてないというのは非常に残念に思います。

それから、この決議文のちょうど真ん中辺、断じて容認できない暴挙であると書かれていますけれど、国連の決議では最も強い言葉で、遺憾の意を表すというふうに表現しています。ここらあたりの表現も変えたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上2点、提出者のお考えを伺います。

○6番（宮本理一郎君）茂呂議員のお考えも理解できます。しかし、先ほど私が言いましたように、日本は戦争を起こした国であり同時に敗戦国であり、その後は平和を追求すると世界に公言して行動している国であります。

原爆を使うと、プーチンがにおわしています。それに対して西側もどうかというようなことは言っています。それを起こしてしまったら地球全体が滅ぶということは、世界の指導者、国民も分かっているわけです。それ以前に何とかして平和裏のうちに解決しようじゃないかという、今、世界の指導者たちが日々集まって努力をしている。それを我々はやっぱり、傍観じゃなくて、何とかしてほしいというような意味を込めてここに、国会に提出し、国の指導者、日本の指導者にお願いするという気持ちですから、国民の一人一人が、この決議文が各地区から国に上がっていくでしょう、それを受け止めて国の指導者がまた世界の指導者と話し合えばいいということでございます。段階があると思います。

○議長（宮崎昌宗君）安元議員。

○9番（安元慶彦君）私は、このタイトルが、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、平和を求めるというタイトルでございますし、内容的にはいろいろ意見を持つ人もあるかと思いますが、うちのこの抗議文としては十分な内容であるというふうに思います。賛成でございます。

○6番（宮本理一郎君）ありがとうございます。

○議長（宮崎昌宗君）ほかに質疑ございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）では、宮本議員、お疲れさまでした。

○6番（宮本理一郎君）はい、ありがとうございました。

○議長（宮崎昌宗君）これから討論を行います。

反対討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）賛成討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案を原案のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（全会一致）

○議長（宮崎昌宗君）全会一致。したがって、発議第3号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議は、原案のとおり採択することに決しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第20、議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出について、を議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員長から所掌事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮崎昌宗君）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（宮崎昌宗君）日程第21、議会広報特別委員会の閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会広報特別委員長から所管事務のうち会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。

○議長（宮崎昌宗君）委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮崎昌宗君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長(宮崎昌宗君) 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで、会議を閉じます。

ここで、今年度3月末をもって退職される3名の職員の方から御挨拶をいただきたいと思います。

まず、佐矢野会計管理者、お願いいたします。はい、どうぞ。

○会計管理者(佐矢野 靖君) てっきり永野課長からと思って、油断していました。

皆さん本当に、私は、昭和60年に大平村役場に入庁し、それから37年間と、他の二人の方よりもかなり短い期間ですが、本当にいろいろありました。

本当にいろいろあってあれなんですけど、私は議会のほうには平成16年から合併までの1年と半年ほど、議会事務局書記として議会運営のお手伝いのほうをさせていただきました。これは、本当に非常に貴重な経験だったと思っております。

それからこちらのほうに、説明員として議会のほうに出席させていただくようになって8年間本当に、一生懸命、分かりやすく丁寧な説明を心がけていたんですけど、なかなかうまくいかないこともあったかと思いますが、そこは笑って許していただければと思います。

もうすぐ、あと3週間ですけど、定年の日を迎えることができそうです。それも、ひとえに町長、議長さんをはじめ、ここにいらっしゃる皆様方の本当におかげだというふうに感謝をしております。

本当にありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

○議長(宮崎昌宗君) 続きまして、永野総務課長お願いいたします。

○総務課長(永野英憲君) それでは、最後になります、一言御挨拶をさせていただきます。

本当に本日は、宮崎議長はじめ議員の皆様には、議会が閉会し、大変お疲れのところ、我々3名のためにこのような時間をとっていただきまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

先ほど議長が言われましたように、本日が我々3名最後の議会となります。また、私につきましては、来る3月31日をもちまして41年間の公務員生活が終わるということになります。

議員の皆様には、いろいろな点で大変お世話になりました。また、御指導等いただきましたことに対しまして、この場をお借りし深く感謝申し上げますとともに、多々、皆さんには本当に御無礼な点があったと思います。この場をお借りして、最後のおわびでございます。本当に申し訳ありませんでした。

私が今日あるのは、新吉富村、また上毛町、また、多くの人に助けられたことによるものだというふうに思っております。

この4月から第二の人生ということで歩まさせていただきますが、今まで受けた恩を忘れることなく、微力ではございますが、地元の役員等の声があれば、それをしっかりやらせていただいて、上毛町発展のために少しでも御協力のほうができればというふうに思っております。

最後に、終わりになりますが、私から誠に僭越ではございますけれども、議員の皆さんに、最後、お願いをさせていただいて終わりたいと思います。

坪根町長も3期目を迎え、九州一輝く町の実現に向けて熱い思いを持って、また、寝食を忘れ、昼夜を問わず公務に励まれております。

町長が目指しますまちづくりには、ここにおられます岡崎副町長、また、道免教育長、この場にいる課長を筆頭に、役場職員がまず支えるということになろうかと思いますが、その今後行います施策の実現を行う上では、議員の皆さんの御協力がなければできないというふうに思っております。

上毛町全ての町民の皆さんが、上毛町町民であってよかったというような町を坪根町長と共につくっていただければということで思っております。これが最後のお願いでございます。

本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○議長（宮崎昌宗君）では最後に、垂水課長お願いいたします。

○企画情報課長（垂水英治君）先輩2人の後でございます。永野総務課長と同時期の昭和56年に、私は高卒で、そのまま新吉富村役場に入庁いたして、同じ41年間ということで勤めさせていただいております。

定年の60歳にはもう1年ありましたが、40代の頃には、1年早めに退庁すると

いうことを決意しておりました。併せて最近は、特に時代の移り変わりが一層速くなり、変化する内容も多種多様となったことを年々日々身に染みて感じておる次第でございます。その間、個性豊かな多くの諸先輩に公私にわたって可愛がっていただき、御指導いただき、様々な貴重な経験をさせていただいております。

坪根町長におかれましては、議会をはじめ、議会の皆様におかれましては、私、平成23年、今日黙禱した年でございます、議会事務局にて4年間貴重な経験をさせていただいております。

多くの方からあり余る支援、御理解をいただき、そのおかげで今日があると感謝いたしております。

退庁後も一町民として、九州一輝く町を目指す上毛町政と町議会議員の皆様の一人お一人の御健康と御活躍を心より願ひまして、私個人といたしましては、第二の人生にしっかり向き合ひまして、元気に過ごしていきたいと思っております。

長い間本当にありがとうございました。(拍手)

○議長（宮崎昌宗君）お疲れさまでした。ありがとうございました。

これで令和4年第1回上毛町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

閉会 午前11時48分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年 月 日

上毛町議会議長

署名議員

署名議員